

項目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
1 事業一般	1 定款に従って事業を実施しているか。 [監査ガイドライン P.40～41]	法第31条第1項	○ 定款に定めている事業が実施されているか。	・定款に記載している事業を実施していない場合(休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く。) <確認書類> 定款、法人の事業内容が確認できる書類(事業報告等)	C B
			○ 定款に定めていない事業が実施されていないか。	・定款に記載していない事業(定款に記載を要さない事業を除く。)を実施している場合 <確認書類> 定款、法人の事業内容が確認できる書類(事業報告等)	C B
	2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。 [監査ガイドライン P.41～42]	法第24条第2項	○ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めているか。	・取組内容が関係法令に明らかに違反するものである場合 <確認書類> 地域公益取組の内容が確認できる書類(現況報告書、事業報告、法人ホームページ等)	B
				・法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、地域公益取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言する。 ・地域住民に対し、当該取組に関する積極的な情報発信を行っていない場合には、現況報告書や事業報告書、法人ホームページ等への記載を助言する。 <確認書類> 地域公益取組の内容が確認できる書類(現況報告書、事業報告、法人ホームページ等)	A
2 社会福祉事業	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。 [監査ガイドライン P.42～43]	法第22条、第26条第1項、審査基準第1の1の(1)	○ 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。	・社会福祉事業の規模が法人の全事業のうち50%以下である場合(法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」ものと所轄庁が認める場合を除く。) <確認書類> 計算書類及びその附属明細書	C B
			○ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。(老人福祉施設に限る。)	・社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている場合 <確認書類> 計算書類及びその附属明細書	C B

項目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。 [監査ガイドライン P.43～45]	法第25条、審査基準第2の1、2の(1)	○ 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。	・法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない場合 <確認書類> 定款、貸借対照表、財産目録、登記簿謄本	C B
3 公益事業	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。 [監査ガイドライン P.45～47]	法第26条第1項	○ 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。	・事業に社会福祉との関連性又は公益性がない場合 <確認書類> 計算書類及びその附属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」)、事業報告、理事会及び評議員会の議事録	C B
			○ 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	・公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合(所轄庁が認める場合を除く。) <確認書類> 計算書類及びその附属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」)、事業報告、理事会及び評議員会の議事録	C B
			○ 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか	・事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない場合 <確認書類> 計算書類及びその附属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」)、事業報告、理事会及び評議員会の議事録	C B
4 収益事業	1 法に基づき適正に実施されているか。 [監査ガイドライン P.47～48]	法第26条	○ 社会福祉事業又は政令(令第13条)で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。	・収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている場合(当該収益事業の事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。) <確認書類> 計算書類及びその附属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」)、事業報告、理事会及び評議員会の議事録	C B
			○ 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。	・収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等や具体的な措置を行っていない場合 <確認書類> 計算書類及びその附属明細書(特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」)、事業報告、理事会及び評議員会の議事録	C B
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。	審査基準第1の3の(2)、(4)、(5)、審査要領第1の3の(2)、(3)	○ 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	・収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合(所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く。) <確認書類> 計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類(事業報告等)	C B

項目	監査事項	根拠	チェックポイント	指摘基準	指導区分	
	[監査ガイドライン P.48～49]		○ 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。	・収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものである場合 <確認書類> 計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類(事業報告等)	C	
			○ 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。	・収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものである場合 <確認書類> 計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類(事業報告等)	B	
						C
						B